元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく 融資を受けたいときは・・・』

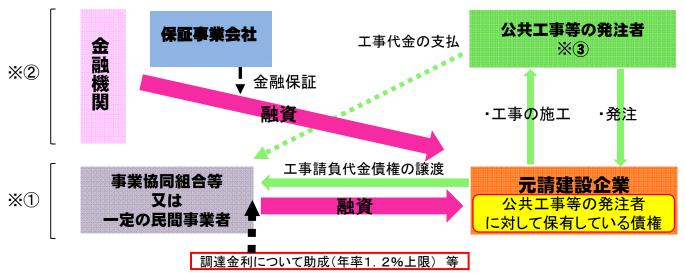
制度が延長されました!!

地域建設業経営強化融資制度

公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります!

制度の概要

- ●受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます (複数回利用可)。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- ●未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証 事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- ●公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)を受注した場合も対象となります。



- ※①: 工事の出来高部分までの融資(事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資)
- ※②: 工事の出来高を超える部分の融資(保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資)
- ※③:公共工事・公共性のある一定の民間工事(病院、福祉施設、PFIなど)及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者

制度のお問い合わせはこちらへ

融資のご相談はこちらへ